

不正競争	判決年月日	令和8年1月26日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和7年(ネ)第10055号		
被控訴人の販売する商品（コート）が控訴人の商品の形態を模倣したものであるとはいえず、その販売は不正競争防止法2条1項3号に該当しないとされた事例				

(事件類型) 損害賠償等請求控訴事件 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 不正競争防止法2条1項3号、4条、5条1項

(原判決) 東京地方裁判所令和6年(ワ)第70264号・令和7年5月29日

判 決 要 旨

- 1 本件は、原告各商品（コート）を販売する控訴人が、被控訴人の販売する被告商品は原告各商品の形態を模倣した商品であり、その販売は不正競争防止法（法）2条1項3号に該当すると主張して、被控訴人に対し、損害賠償金等の支払を求めた事案である。
- 2 原判決は、被告商品は原告各商品の形態を模倣したとは認められないとして、控訴人の請求を全部棄却したところ、これを不服として控訴人が控訴した。なお、被控訴人は、原審の口頭弁論終結後に吸収分割をし、被控訴人訴訟引受参加人（吸収分割承継会社）が債務を重疊的に引き受けたため、裁判所の引受決定を経て、控訴人が被控訴人及び同訴訟引受参加人に対して同額の損害賠償金等の連帯支払を求めるように訴えを変更した。
- 3 本判決も、原判決の判断を引用する形で、被告商品は原告各商品の形態を模倣したものと認められないから、その余の点を論ずるまでもなく、控訴人の被控訴人らに対する請求はいずれも理由がないとし、控訴人の本件控訴を棄却するとともに、追加された被控訴人訴訟引受参加人に対する請求を棄却した。

控訴審における控訴人の主張に対しては、まず、両商品の形態について多くの者が類似すると回答したアンケート調査結果について、当該アンケート調査ではコートの近接写真が採用されていないなど、「商品の形態」（法2条4項）に関する需要者の認識を正確に把握するものであるとはいえないなどとして、当該調査結果をもって原告各商品と被告商品の形態が実質的に同一であるとする事はできないとした。

また、両商品の形態について需要者基準で判断した場合に実質的に同一の形態でないとしても、創作者基準で判断した場合に実質的に同一の形態であるとの控訴人の主張（控訴審での新主張）については、これを時機に後れた攻撃防御方法として却下をすることはしなかったものの、法4条に鑑みれば、商品の形態が実質的に同一であるかを判別するに当たって需要者の認識を基準として判断するのが相当であるとした。そして、仮に、控訴人が主張する創作者基準で判断するとしても、両商品の相違点、特にチンフリップ

を付けて襟を立てた（スタンドカラー）状態にした場合の具体的デザインや袖の形状（肩の形状）などに鑑みれば、これを直ちに原告各商品の形態の容易な改変であるとみることは困難であるとし、控訴人の主張を認めなかった。

以上